

平成 27 年 (2015 年) 度 事 業 報 告

I マラッカ・シンガポール海峡における航行安全に係る国際的な資金協力事業

1 マラッカ・シンガポール海峡航行援助施設基金への資金拠出関係業務

当協議会は、航行援助施設基金に、2009 年から 2013 年までは各年度 50 万米ドルを、2014 年は 30 万米ドルの拠出を行ったが、2015 年は基金残高実績等を総合的に勘案し 10 万米ドルの拠出を行った。

拠出金は、日本船主協会、石油連盟、エネルギー関連団体等からのご協力によるものである。

2 マラッカ・シンガポール海峡航行援助施設基金委員会関係業務

基金委員会の正式メンバーである当協議会は、年 2 回開催される本委員会に出席し、基金の用途に関わるマラッカ・シンガポール海峡（以下、「マ・シ海峡」）における沿岸 3 国の航行援助施設更新・維持管理事業計画と予算計画の承認、同事業報告と決算報告の承認、会計監査報告及び業務監査報告の確認、その他マ・シ海峡における航行援助施設の更新・維持管理業務が円滑に実施されるよう意見の具申・交換等を行っている。

平成 27 年度に開催された委員会は下記のとおりである。

* 第 14 回航行援助施設基金委員会 (Aids to Navigation Fund Committee Meeting)

2015 年 4 月 28～29 日、シンガポールで開催され、当協議会から加藤専務理事及び保坂理事が出席。

* 第 15 回航行援助施設基金委員会

2015 年 10 月 1～2 日、シンガポールで開催され、当協議会から加藤専務理事、保坂理事及び角事務局長が出席。

3 マラッカ・シンガポール海峡航行援助施設基金委員会から受託した航行援助施設維持管理業務に関する監査業務

当協議会は、長年にわたるマ・シ海峡における航行援助施設の維持管理業務に関する経験と能力を評価され、基金委員会より航行援助施設の維持管理に関する業務監査機関として指定されている。沿岸国が基金の資金を利用して行う航行援助施設維持管理業務に年 4 回当協議会職員を派遣して実際の現場での維持管理作業の立ち会い確認を行い、その履行状況と改善点意見等を業務監査報告書として纏め、4 月と 10 月に開催された基金委員会に提出した。

本事業年度のマレーシア、インドネシア両国における航行援助施設維持管理業務の実施実績は以下のとおりであった。

- (1) マレーシア領海の航行援助施設 18 基の点検作業
 - 第 1 回 2015 年 4 月 20 日～4 月 21 日
 - 第 2 回 2015 年 10 月 13 日～10 月 22 日
- (2) インドネシア領海の航行援助施設 28 基の点検作業
 - 第 1 回 2015 年 5 月 29 日～6 月 19 日
 - 第 2 回 2015 年 11 月 30 日～12 月 19 日

なお、シンガポール管轄の 5 基の航行援助施設は、同国政府の独自費用で維持管理業務を行っていることから業務監査の対象とはなっていない。

II マラッカ・シンガポール海峡における航行安全及び海洋環境保全に係る国際的な技術協力事業

1 沿岸国の行う航行援助施設維持管理業務への技術協力業務

沿岸国海事当局がそれぞれ実施する航行援助施設維持管理業務に対し、当協議会は、上記 I,3 のとおり業務監査を行っているが、同時に沿岸国の要請を受けて航行援助施設点検時に現場での作業要領や機器の修理等の技術協力を行っている。

技術協力に関しては、インドネシア政府およびマレーシア政府からの強い要望により、業務監査を担う当協議会職員に加え、民間専門技術者を委嘱して同行させ、技術移転に努めている。

2 マラッカ・シンガポール海峡の航行安全・海洋環境保全に係る国際会議関係業務

マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に関する多国間の国際協力の場として、協力フォーラム、プロジェクト調整委員会、沿岸 3 国海事局長会議があり、沿岸 3 国が持ち回りで主催している。2016 年度は 10 月に次の通りシンガポールで開催され、当協議会より加藤専務理事、保坂理事及び角事務局長が下記会議に出席した。

* 第 8 回協力フォーラム (CF: Cooperation Forum)

2015 年 10 月 5 日～6 日、於シンガポール

* 第 40 回沿岸 3 国海事局長会議 (TTEG: Tripartite Technical Experts Group meeting)

2015 年 10 月 7 日～8 日、於シンガポール

* 第 8 回プロジェクト調整委員会 (PCC: Project Coordination Committee)

2015 年 10 月 9 日、於シンガポール

特に協力フォーラムでは、当協議会の活動実績や現在の協力事業内容等のプレゼンを行うとともに船主協会要望の新たな調査研究の提案を行っ

た。その結果 TTEG において当協議会提案の新調査研究が「海峡プロジェクト 13」として承認された。

Ⅲ マラッカ・シンガポール海峡における水路測量事業

マ・シ海峡は、潮流の複雑さ等により海底サンドウエーブによる浅瀬が変化するが、前回水路測量時（1996～1998 年）から 15 年以上を経て、新たに大型船舶航行上危険地点として認識された海域に対し最新技術であるマルチビーム測量方式による水路測量を実施するため、沿岸 3 国から当協議会に対し共同水路測量参加協力の要請がなされた。

本水路測量事業は 2 段階に分かれ、フェーズ 1 事業として緊急に測量する必要がある分離通行帯（TSS）内の 5 海域を 2015 年～2016 年に、フェーズ 2 事業としてその他の TSS 内の水深 30m 以浅の部分を 2017 年～2020 年にかけて、マルチビーム測量方式で測量し、最新の電子海図として更新を図ろうとするものである。

フェーズ 1 事業に関しては、2016 年 3 月までに実質測量は終了し、現在電子海図への反映作業を沿岸 3 国当局が行っているところであるが、日本側は当協議会を通じて資金協力 32 万ドル及び測量船への技術者の派遣の技術協力を行った。

フェーズ 2 事業に関しては、TSS の実質 3 分の 1 の面積に当たる広大な海域を測量するものであり、日本政府としても昨今の国際情勢とシーレーンの安全確保の観点から日本として重要なプロジェクトとして位置づけるとともに、マ・シ海峡の航行安全の向上という成果は広く ASEAN 各国の経済にも資するとの認識であることから、日本 ASEAN 統合基金（Japan ASEAN Integration Fund）を活用して協力を行う方針を固め、当協議会が実質的な調整・管理進捗を行うこととなった。このため加藤専務理事他ができる限り国土交通省海事局外航課、日本水路協会とともに下記の調整会議に参加し、沿岸 3 国との調整・根回しを経て、2015 年 3 月に ASEAN 事務局に対し JAIF 資金活用のための申請書が、沿岸 3 国を代表してマレーシア政府から提出されたところである。

* 第 2 回水路測量技術ワーキンググループ会議及び ASEAN 日本政府代表部との個別協議、調整

2015 年 3 月 30 日～4 月 3 日、於セマラン（インドネシア）、ジャカルタ

* 沿岸 3 国との個別協議、調整、ASEAN 事務局及び ASEAN 日本政府代表部との個別協議、調整

7 月 7 日～10 日、於ジャカルタ、ポートクラン（マレーシア）、シンガポール

* 第 3 回水路測量技術ワーキンググループ会議並びにマレーシア政府、インドネシア政府、ASEAN 事務局及び ASEAN 日本政府代表部との個

別協議

8月13日～19日、於シンガポール、プトラジャヤ（マレーシア）、ジャカルタ

* 沿岸3か国との個別協議、調整

9月15日～21日、於ポートクラン（マレーシア）、シンガポール、ジャカルタ

* フェーズ1水路測量出港式

10月6日、於シンガポール

* 水路測量技術ワーキンググループ非公式会議

10月7日～8日、於シンガポール

* 沿岸3国、ASEAN日本代表部、ASEAN事務局との個別協議・調整

11月16日～20日、於ジャカルタ、シンガポール、ポートクラン

* 第4回水路測量技術ワーキンググループ会議出席

12月21日～12月23日、於イポー（マレーシア）、

* 沿岸3国との個別協議、調整、水路測量技術ワーキンググループワークショップ出席、ASEAN日本政府代表部及びASEAN事務局との個別協議、調整

2016年2月1日～5日、於プトラジャヤ（マレーシア）、シンガポール、ジャカルタ

* 第9回マ・シ海峡電子海図ステアリング・コミッティー（MSS-ENC SC）会議

2月23日、於ソロ（インドネシア）

IV マラッカ・シンガポール海峡における航行安全に係る調査研究事業

1 マラッカ・シンガポール海峡における航行援助施設代替のための現地事前調査

マ・シ海峡の航行援助施設に関わる協力の一環として、国土交通省は、マレーシア政府との協議を踏まえ、近い将来更新を要するタンジュン・トホール、タンジュン・ピアイの2か所の航行援助施設の代替のための「航行援助施設更新事前調査事業」を実施したが、当協議会は調査業務を受託した民間調査会社から業務の一部の委託を受け、各種調整・技術指導のために2016年1月24日～2月6日の間、マレーシアに当協議会の職員を派遣し協力した。

2 マラッカ・シンガポール海峡に関わる人材育成事業

国土交通省は、マ・シ海峡に設置されている航行援助施設の運用に関し、沿岸国の維持管理能力の向上、最新の技術情報の理解、沿岸国相互理解と協力への貢献を図ることを目的として、2012年以降、ポートクラン（マ

レーシア)で沿岸3国の実務レベル職員を対象とした「人材育成研修事業」を行っている。同事業の各種調整及び講義講師のために、2016年2月21日～3月5日の間、マレーシアに当協議会の職員を派遣し、協力した。

3 日本船主協会要望への対応

(1) マ・シ海峡の航行安全に係る日本船主協会4要望についての調査研究

日本船主協会から協力要請された要望事項の実現のために、以下の活動を行った。

*2015年4月にシンガポール政府と個別協議、調整を行い、今後の対応方針を確認(4要望のうち2要望(速度制限・追い越し禁止海域の設定、TSSの東方延長)について先行して調査研究)

*7月に再度シンガポールと個別協議、調整を行い、協力フォーラム・TTEGにおけるプレゼンテーション内容を調整

*9月に日本船主協会職員と共に沿岸3か国へTTEGでのプレゼン・提案内容の事前説明、調整を実施

*10月にTTEGにおいて当協議会よりプレゼン・提案を行い、2提案の調査研究事業は「海峡プロジェクト13(Strait Project 13)」として正式承認

*12月にコンサルタント会社に対する調査研究委託のための仕様書を作成し、入札実施したところ、2社が応札するも予算金額を超過していたため、2016年1月に再入札を実施し、その結果2月に(株)日本海洋科学と委託契約を締結

(2) その他

*マ・シ海峡における航行援助施設不具合のNAVAREA XI(日本担当)への通報要望については、2015年9月に担当部局である海上保安庁海洋情報部に事前相談のうえ、同月沿岸3か国に日本船主協会職員とともに説明、調整を実施。12月に海洋情報部に調整結果を報告し、本件通報体制を構築

IV 評議員会・理事会の開催

1 評議員会

(1) 2015年度第1回評議員会 2015年6月18日

開催場所 海事センタービル8階会議室

決議事項 2014年度事業報告及び決算報告

報告事項 第14回航行援助施設基金委員会概要報告

共同水路測量事業の準備状況、船主協会4要望対応業務報告

出席等 決議に必要な出席評議員の数4名、出席5名、理事2名、監事1名出席

- (2) 2015 年度第 2 回評議員会 2015 年 10 月 29 日
開催場所 海事センタービル 8 階会議室
決議事項 2015 年度収支予算の補正
報告事項 第 15 回航行援助施設基金委員会等概要報告、水路再測量状況報告
出席等 決議に必要な出席評議員の数 4 名、出席 5 名、理事 2 名、監事 1 名出席
- (3) 2015 年度第 3 回評議員会 2016 年 3 月 10 日
開催場所 海事センタービル 8 階会議室
決議事項 2016 年度事業計画及び収支予算
報告事項 共同水路測量事業の進捗状況、船主協会要望調査研究の進捗状況、事務所移転報告
出席等 決議に必要な出席評議員の数 4 名、出席 5 名、理事 2 名、監事 2 名出席

2 理事会

- (1) 2015 年度第 1 回理事会 2015 年 5 月 27 日
開催場所 東海大学交友会館 35 階
決議事項 2014 年度事業報告及び決算報告、2015 年度第 1 回評議員会招集の件
報告事項 第 14 回航行援助施設基金委員会概要報告
共同水路測量事業の準備状況、船主協会 4 要望対応業務報告
出席等 決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 4 名、監事 2 名出席
- (2) 2015 年度第 2 回理事会 2015 年 10 月 7 日
開催方法 決議の省略の方法
決議事項 評議員会招集の件
出席等 提案書に対し、理事 7 名全員の書面による同意の意思表示及び監事 2 名全員から書面により異議がないことを得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。
- (3) 2015 年度第 3 回理事会 2015 年 10 月 29 日
開催場所 海事センタービル 8 階会議室
決議事項 2015 年度収支予算の補正、業務執行理事業務分担規定の改正
報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告、第 15 回航行援助施設基金委員会、協力フォーラム、TTEG 等概要報告
出席等 決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 6 名、監事 1 名出席

(4) 2015 年度第 4 回理事会 2016 年 2 月 17 日

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 評議員会招集の件

出席等 提案書に対し、理事 7 名全員の書面による同意の意思表示及び監事 2 名全員から異議がないとの意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(5) 2015 年度第 5 回理事会 2016 年 3 月 10 日

開催場所 海事センタービル 8 階会議室

決議事項 2016 年度事業計画及び収支予算、事務所の移転について

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告、共同水路測量事業の進捗状況、船主協会要望調査研究の進捗状況報告

出席等 決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 5 名、監事 1 名出席

なお、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項及び当協議会定款第 11 条第 1 項第 2 号に規定する「事業報告の附属明細書」については、「事業報告書の内容を補足する重要な事項」は存在しないので、作成していない。